

# 令和4年度自己点検・評価報告書

令和5年11月

独立行政法人国立高等専門学校機構  
旭川工業高等専門学校

# 目 次

1. 基準 1	教育の内部質保証システム	1
2. 基準 2	教育組織及び教員・教育支援者等	2
3. 基準 3	学習環境及び学生支援等	3
4. 基準 4	財務基盤及び管理運営	4
5. 基準 5	準学士課程の教育課程・教育方法	6
6. 基準 6	準学士課程の学生の受入れ	7
7. 基準 7	準学士課程の学習・教育の成果	8
8. 基準 8	専攻科課程の教育活動の状況	9

本報告書における「自己評価」欄の記載については次のとおりとする。

A : 該当する基準・項目、観点を満たしている。

B : 該当する基準・項目、観点をおおむね満たしている。

C : 該当する基準・項目、観点の実施状況が不十分である。

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準1 教育の内部質保証システム</b> <b>【重点評価項目】</b> 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	自己点検・評価を実施する体制としては、点検評価改善委員会がこれを担う。しかし、自己点検・評価に関する方針、詳細な実施体制、及び点検・評価の基準・項目等については一部明文化されていない。	B	令和5年度中に、自己点検・評価における実施体制を整備する。また、自己点検・評価に関する方針及び点検・評価の基準・項目を策定し、明記する。	点検評価改善委員会
	観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	学校としての自己点検・評価は平成29年度から令和3年度までの期間実施していない。令和4年度に実施した自己点検・評価については本報告書をもって公表する。なお、自己点検・評価の根拠となるデータや資料等は定期的に収集・蓄積されているが、各担当に分散している状況である。	B	令和5年度中に、自己点検・評価の定期的な実施方針を決定する。また、教学IR室や教育の質保証・DX推進室等と連携しながら、自己点検・評価の根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積する体制を整備する。	点検評価改善委員会 教学IR室
	観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	学校の構成員及び学外関係者から広く意見を聴取しているが、卒業生、修了生からの意見聴取が行われていない。また、聴取された意見等を自己点検・評価に有効に活用できていない部分もある。	B	令和5年度中に、卒業生、修了生からの意見聴取及び、外部有識者による外部評価を実施する。また、聴取された意見等を有効に活用し自己点検・評価を行う。	点検評価改善委員会 教務委員会 学生委員会 人事労務係 総務係 運営懇話会
	観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制としては、点検評価改善委員会がこれを担う。しかし、評価結果に基づく改善活動については十分実施できていない。	C	令和5年度中に、令和4年度に行った自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づく改善計画を各担当で策定し、改善に向けた取組を実施する。さらに、その実施状況を点検評価改善委員会が年度内に確認する。	点検評価改善委員会 運営会議
1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	各学科の目的と整合性を有しているディプロマ・ポリシーを明確に定めている。また、ディプロマ・ポリシーの中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示している。	A		教務委員会
	観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	ディプロマ・ポリシーと整合性を有するカリキュラム・ポリシーを明確に定めている。カリキュラム・ポリシーの中で、教育課程の編成及び教育内容・方法については明示しているが、学習成果の評価に関する記載はない。	B	令和5年度中に、カリキュラムポリシーに学習成果をどのように評価するか明記する。	教務委員会
	観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	学校の目的や学科の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを明確に定めている。また、アドミッション・ポリシーには「入学者選抜の基本方針」や「求める学生像」を明示している。	A		入学者選抜委員会
	観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	各専攻の目的と整合性を有しているディプロマ・ポリシーを明確に定めている。また、ディプロマ・ポリシーの中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示している。	A		教務委員会
	観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	ディプロマ・ポリシーと整合性を有するカリキュラム・ポリシーを明確に定めている。カリキュラム・ポリシーの中で、教育課程の編成及び教育内容・方法及び学習成果の評価について明示している。	A		教務委員会
	観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	学校の目的や専攻の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを明確に定めている。また、アドミッション・ポリシーには「入学者選抜の基本方針」や「求める学生像」を明示している。	A		入学者選抜委員会
1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	社会の状況等を把握した上で、令和3年度入学生から新カリキュラムをスタートさせた。この際、「三つの方針」についても精査し、改定した。この様に見直しを行った実績はあるが、適宜点検する体制が構築されているとは言えない。	B	令和5年度中に、学校の目的及び三つの方針について、適宜点検する体制の整備を検討する。	運営会議 点検評価改善委員会 学科改組WG

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準2 教育組織及び教員・教育支援者等</b>  2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	学科の構成が学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれていることを、運営会議（改組WG）で確認している。	A		運営会議 教務委員会
	観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	専攻の構成が学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれていることを、運営会議（改組WG）で確認している。	A		運営会議 教務委員会
	観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	教務委員会、学生委員会、入学選抜委員会において、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われている。	A		運営会議 教務委員会 学生委員会 入学選抜委員会
2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	多様かつ優れた教員を確保するため、専門科目担当教員の採用にあたっては、応募資格の一つとして、博士の学位を有することを原則とし、実務経験や海外経験を有する教員を採用し、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員を適切に配置している。	A		人事労務係
	観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	特例適用専攻科の認定審査を受けた教員が専攻科担当しており、適切に配置となっている。	A		人事労務係
	観点2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成を考慮し、新規採用職種を決定するよう配慮している。その結果、年齢構成における偏りは見られない。	A		人事労務係
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	教員評価に係る規程等は定められていないが、全教員の教育研究活動に対して、校長裁量経費を活用した研究費のインセンティブ経費の配分を行ったり、教育研究上の優れた実績を給与等の査定に反映するなどして、教員の教育研究活動をより活発化するための動機づけを行っている。 非常勤講師の教員評価の規定はないが、常勤教員と同様の授業評価アンケートを実施し、その結果をもって非常勤講師を評価できる状況にある。	B	評価項目に基づき、順位付けした資料を人事・労務係で保管している。他高専の状況等を確認し、必要があれば評価項目基準等の規程を整備する。 非常勤講師については、授業評価アンケートの結果を次年度雇用の参考にすることを検討。	人事労務係
	観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	教員選考規則に基づき、教員選考委員会を設置し、書類審査により、第1次候補者を決定、その中から面接及び模擬授業（昇任の場合はプレゼンテーション）により人物評価を行い最終候補者を決定している。なお、選考委員会から報告された最終候補者の審査結果を運営会議において審議している。	A		人事労務係
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	FD事業計画の一つである「教員相互の授業参観」を実施し、報告書を提出している。	B	令和5年度中に、FD・SD推進室において改善に結びついた事例を確認し、教務委員会に報告する。	人事労務係 教務委員会
	観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置している。図書館においては専門的知識を有している職員の他に、司書資格を有している事務補佐員を配置している。	A		人事労務係 教務係 図書係
	観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	教育支援者等に対する研修については、予算や業務の都合により参加が困難な場合があるが、開催があれば、参加について検討する。	B	予算や業務の都合により参加が困難な場合があるが、開催があれば、参加について検討する。	人事労務係 教務係 図書係

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準3 学習環境及び学生支援等</b>  3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	適切な安全・衛生管理の下に教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、活用されている。コロナ禍により安全衛生に関する講演会が実施できていない。学生アンケート結果による改善は一部R5年度に実施予定である。	B	学生アンケート結果によりR4年度に一部未実施であった施設・設備の改善をR5年度に行う。定期的な職場巡視を再開し、安全衛生に関する講演会を実施する。	施設係 教務係 学生係 安全衛生委員会 点検評価改善委員会
	観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	十分なセキュリティ管理の下に整備されたICT環境により、学生のニーズに対応した教育が実施されている。アンケート結果による改善は一部R5年度に実施予定である。	B	ネットワーク整備状況の資料の更新を行う。アンケートの継続実施し、その結果に基づいた改善を実施する。	情報処理センター 教務委員会 点検評価改善委員会
	観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	図書、学術雑誌、視聴覚資料などの資料が収集、整理されており、図書館は有効活用されている。	B	利用状況の把握を行い、適切な整備を行う。	図書館
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	履修等に関するガイダンスを実施している。	A		教務委員会
	観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	学生の自主的な学習を進めるために、学習支援に関する学生のニーズを把握し、相談・助言等ができる体制が整備されているが、学生の利用状況は多いとはいえない。	B	利用状況の把握を行い、積極的な利用を促す。	教務委員会 国際交流委員会 総務課
	観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われている	特別な支援が必要な学生への学習支援及び生活支援等を行う体制は整備されているが、近年、編入学生や社会人学生が在籍していないため、それらへの支援実績がない。	B	R5年度に編入学生が入学したため、支援体制の確認を行う。	寮務委員会 国際交流委員会 教務委員会 教務係 特別支援室
	観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、多く利用されている。	A		学生委員会 学生係 学生相談室 医務室 ハラスメント相談室 ハラスメント対策室 いじめ対策委員会
	観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	進路指導等のキャリア教育の体制が整備され、多く利用されている。	A		キャリア形成支援室 国際交流委員会
	観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	課外活動に対する支援体制が整備され、部活動等が実施されている。	A		学生委員会 学生係
	観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。	学生寮が整備され、学生の生活、勉学の場として機能している。R4年度には国際棟が新設されている。	A		寮務委員会

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準4 財務基盤及び管理運営</b>  4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	過去5年間の貸借対照表等の財務諸表から財務状態が適切な状況となっていることが確認できる。 また、校舎・グラウンド等の建物・敷地に係る財産を所有し、運営費交付金、授業料等の経常的な収入を確保している。 なお、過去5年間の収支状況において、支出超過となった年度はない。	A		財務係
	観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	収支に係る方針、計画として、予算配分方針及び予算配分（計画）を運営会議で審議しており、学内に明示している。	A		財務係
	観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して予算配分（計画）により適切に資源配分を行っている。 教育研究活動に必要な施設・設備の整備については、学内の要望を財務係で取りまとめの上、運営会議で設備整備マスタープランを策定して機構本部に申請し、計画的に整備を進めている。	A		財務係
	観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。	財務諸表等を作成し、高専機構本部HPにて公開している。 また、財務に係る監査として、機構内部監査規則、本校内規等に基づく監査を実施している。 なお、高専間の相互監査を3年間で2回程度実施しており、直近では令和3年度に苫小牧高専の監査を受けている。	A		財務係
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	学校の目的を達成するための管理運営組織として、教員等組織規則に基づく副校長、校長補佐等の役職、図書館、センター、室、技術創造部、委員会を置いている。 また、事務部組織規則に基づく事務組織を置き、教員と連携、役割分担して学校を運営している。 しかし、ワーキンググループに関する規定上の定めはない。	B	ワーキンググループに関する設置規定や諮問・答申の手続き等の明示を検討し、策定する。	運営会議
	観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	危機管理規則に基づき、リスクマネジメント室及びリスク対策室を置いている。 なお、危機対応として危機管理マニュアルを整備している。 また、防災訓練、情報セキュリティインシデント対応訓練等を実施しており、危機に備えている。	A		危機管理室 施設係 総務係

	<p>観点4-2-③ 外部資金を積極的に受け入れる取組を行っているか。</p>	<p>外部の財務資源を積極的に受け入れる取り組みとして、科学研究費助成事業については、教員への獲得を推進させるために「科研費説明会」を実施している。なお、申請に先立ち、希望者は機構本部の「査読ネットワーク」や校長・副校長（研究担当）等の査読を受けることができる体制を整備している。また、各種助成金や補助金については、機構本部の「産学連携活動サイト」を活用し、公募情報を学内へ周知している。</p> <p>受託研究、共同研究については、本校が地元・地域企業と連携して地域に貢献するためにも積極的に受け入れていく必要があり、「旭川工業高等専門学校産業技術振興会」や金融機関との連携、特任コーディネータによる地元企業へのニーズ調査等を行っている他、教員の研究成果の発表の場としてビジネスEXPOやイノベーションジャパン等への出展も積極的に行っている。</p> <p>また、若手教職員を中心に「研究力強化WG」を立ち上げ、勉強会や申請書の相互査読等外部資金獲得に向けた取組を行っている。</p>	A		テクノセンター 施設係
	<p>観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。</p>	<p>市内高等教育機関等と連携して設立されたコンソーシアムに参画し、学生および地域住民の人材育成と地域活性化につながる共同研究等の自治体、地域、地場産業と連携した取組を進めている。</p> <p>また、近隣の町との包括連携協定に基づき、農業に工学的要素を用いた産学官連携による地域課題解決に向けた活動を行い、共同研究やPBL授業での取組等へ繋げている。</p>	A		テクノセンター
	<p>観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。</p>	<p>高専機構本部が実施する各種の研修のほかに、人事院、道内国立大学が実施する階層別研修等を職員に受講させている。</p> <p>また、管理運営に関わる職員の資質向上を図るための取組として、高専機構本部が実施する新任校長・事務部長研修会等が実施されている。</p>	A		人事労務係
<p>4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。</p>	<p>観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。</p>	<p>学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を本校ウェブサイトで公表している。</p>	B	適宜、最新情報に更新する。	総務係 広報室 教務委員会 入学者選抜委員会 学生委員会 施設係 人事労務係

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準5 準学士課程の教育課程・教育方法</b>  5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されている。一般教育も例外ではないが、その充実に向けた配慮を示す直接的資料はない。	B	令和5年度前期中に、一般教育の充実に配慮した事例を収集する。	教務委員会
	観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されている。但し、他の高等教育機関との単位互換制度については、現在のところまだ設けられていない。	B	令和5年度前期中に、単位互換制度の設置について検討を行い、必要に応じて単位互換制度を制定する。	教務委員会
	観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	「企業実習」や「北海道ベースドラニング関連科目」を通して、創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているが、いずれも選択科目であり、全学生を対象とした取り組みとは言えない。	B	「企業実習」に加え、令和5年度から順次導入される「創造演習I、II」や「総合工学」（いずれも必修）を通して、創造力・実践力の育成を全学生対象により強力に推進する。	教務委員会
5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされている。	A		教務委員会
	観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されているが、現行のシラバスには、「事前に行う準備学習」に係る内容が記載されておらず、また、「事前学習の徹底」および「事後展開学習の徹底」に関する取組みはなされていない。	B	令和5年5月までに「事前に行う準備学習」に係る記載内容について検討を行い、7月までに令和5年度シラバスの修正を行う。また、令和5年度前期中に「事前学習の徹底」および「事後展開学習の徹底」に関する取組みについて検討を行い、後期中に実施する。	教務委員会
5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されている。成績評価・単位認定も適切に実施されているが、学生からの意見申し立ての機会はまだ設けられておらず、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための取組みもなされていない。	B	令和5年度前期中に、意見申し立ての制度について検討を行い、後期中に規定等を整備する。また、成績評価の客観性や妥当性などについても確認し、事後チェック機能の導入など学年末成績評価に向けた改善を行う。	教務委員会 点検評価改善委員会
	観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されている。また、卒業認定が適切に実施されている。	A		教務委員会 点検評価改善委員会



基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準6 準学士課程の学生の受入れ</b>  6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出願方針等）となっている。	A		入学者選抜委員会
	観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受け入れているかどうかを検証するための体制が一部整っておらず、検証結果を入学者選抜の改善に役立ててはいない。	B	令和5年度中に入学者選抜委員会で検証する体制を整え、入学者へのアンケート結果を検証し、その検証結果から改善に役立てる。	入学者選抜委員会
	観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	実入学者数が入学定員を大幅に超過・又は大幅に不足している状況にはなっていないが、なった場合に入学者選抜方法を改善するための体制が整備されていない。	B	令和5年度中に入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制の整備を実施する。	入学者選抜委員会 教務委員会

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準7 準学士課程の学習・教育の成果</b>  7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	成績評価・卒業認定の結果から、学習・教育・研究の成果の把握・評価する体制ができていないため、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果を判断することができていない。	B	令和5年度中に学習・教育の成果の把握・評価する体制を整備し、成績評価・卒業認定の結果を分析し、学習・教育の成果の把握および評価を実施する予定である。	教務委員会
	観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	進路状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見を聴取するのだが、卒業生に対する意見聴取が一部実施されていないため、成果を判断することができていない。	B	令和5年度中にこれまで実施している進路先関係者等へのアンケートを継続実施するとともに、未実施の卒業生に対するアンケートを実施することで、成果を判断する予定である。	教務委員会 点検評価改善委員会
	観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められている。	A		キャリア形成支援室 教務委員会

基準・項目	観点	実施状況	自己評価	改善の検討状況・計画	担当
<b>基準 8 専攻科課程の教育活動の状況</b>  8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されている。	A		教務委員会
	観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっている。	A		教務委員会
	観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らし、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、講義、演習、実験、実習等の授業形態がバランス良く配置され、また、それぞれの教育内容に応じて、教材が工夫されている。	A		教務委員会
	観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われている。	A		教務委員会
	観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されている。成績評価・単位認定も適切に実施されているが、学生からの意見申し立ての機会はまだ設けられておらず、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための取組みもなされていない。	B	令和5年度前期中に、意見申し立ての制度について検討を行い、後期中に規定等を整備する。また、成績評価の客観性や妥当性などについても確認し、事後チェック機能の導入など学年末成績評価に向けた改善を行う。	教務委員会 点検評価改善委員会
	観点 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	修了認定基準が、終了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）にしたがって、組織として策定され、学生に周知されている。	B	令和5年度も学生に周知されているか把握するためにアンケートを継続実施する。	教務委員会 点検評価改善委員会
8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	観点 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受け入れが適切に実施されている。	A		入学者選抜委員会
	観点 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための体制が整っておらず、その結果を入学者選抜の改善に役立ててはいない。	C	令和5年度中に、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための体制を整える予定である。入学者へのアンケートを実施し、その結果検証し入学者選抜の改善に役立てる予定である。	入学者選抜委員会

	観点8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	実入学者数が入学定員を大幅に超過・又は大幅に不足している状況になっていたが、その場合に入学者選抜方法を改善するための体制が整備されていない。	B	令和5年度中に入学者選抜方法を改善するための体制を整備し、入学者数の適正化に向けた改善の取組を実施する。	入学者選抜委員会 教務委員会
8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	成績評価・修了認定の結果から、学習・教育・研究の成果の把握・評価する体制ができていないため、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果を判断することができていない。	B	令和5年度中に学習・教育の成果の把握・評価する体制を整備し、成績評価・修了認定の結果を分析し、学習・教育の成果の把握および評価を実施する予定である。	教務委員会
	観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	進路状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見を聴取するのだが、修了生に対する意見聴取が一部実施されていないため、成果を判断することができていない。	B	令和5年度中にこれまで実施している進路先関係者等へのアンケートを継続実施するとともに、未実施の修了生に対するアンケートを実施することで、成果を判断する予定である。	入学者選抜委員会 教務委員会
	観点8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	就職や進学といった終了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められる。	A		キャリア形成支援室 教務委員会
	観点8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	修了生の学位取得状況から、学習・教育・研究の成果が認められる。	A		教務委員会